

# 社会保険にいがた

# 6

一般財団法人新潟県社会保険協会

2024  
NO.934

## 6

- 算定基礎届について
- 傷病手当金支給申請書提出前の確認ポイント
- 協会けんぽ新潟支部はケンジユプロジェクトに参加します！
- 社会保険軟式野球新潟県大会 出場チーム決定
- <募集>高山植物の宝庫 湯沢高原アルプの里 ミントレッキング開催 .....など

### Contents



## 笹ずし



上越市・妙高市・糸魚川市

SASAZUSHI



2007(平成

19)年に農水省が選定した全国の郷土料理百選には新潟県の2つの料理が名を連ねる。「のっぺい汁」と「笹寿司」だ。笹は抗菌作用があることから東北や北信越地方では昔から料理や菓子に多用されてきた。笹ずしは長野県飯山市の郷土料理でもあり、謙信や信玄ら戦国武将たちが保存食として携行したという説もある。

県内の笹ずしには「わらじずし」とも呼ばれる祭りや祝いごとの際に作る笹1枚に酢飯、具を数種類のせるものと、頸城平野北部を中心に田植えのこびる(間食)として食されてきた、木製の木箱を使って作る「押しずし」がある。頸城地域のほとんどの家には代々使われてきたすし箱があるという。

のせるタイプの笹ずしは滑らないように笹の裏側に酢飯を置き、山菜や野菜の煮物、クルミ炒め、大根の味噌漬けなどをのせて軽く押す。

「押しずし」に欠かせない具が「五目」。しいたけやひじき、ちくわなどを煮たものだ。錦糸玉子や鮭の酢漬け、アミの佃煮など山海の幸を挟む。笹・酢飯・具の順に重ね、

最後に笹を敷き詰めて蓋をして、重石でしっかりと押す。

上越エリアには、さまざまな具を使った笹ずしを通年製造する企業やグループ、味わえる農家レストランもある。妙高市に伝承される笹を箕(み)※の形に折って酢飯を詰めて具を1種類のせる「笹箕ずし」の体験ができる宿もある。笹ずしをはしごする旅もまた、楽しそうだ。

※箕は米の籾殻などを入れて運ぶ竹で編んだ伝統の農具。ちりとりのような形で、現在ではプラスチック製が主流となっている。

文/高橋真理子(NPO法人にいがた食の図書館) イラスト/荒井晴美

## 21/ 会員事業所からのお知らせ



上越市

## 株式会社 大島組

代表取締役 大嶋 正寛

「お客様の立場に立ったものづくり」をモットーに、生産施設、商業施設や一般住宅、そして官公庁の建築・土木工事といった建設事業を通じ、地域社会の発展に携わって参りました。昭和13年の創業以来86周年を迎え、これまで培った礎を大切にしながらも、ニーズの多様化や高度化に対応するためICTの導入による新しい技術を活用したものづくりにも取り組み、100年企業に向かって日々成長に努めております。災害発生時や降雪時の除雪はもちろん、日々の生活の「困りごと」にも迅速に対応し、確かな技術とまごころで「地域の魅力を活かし、地域と共に生きる」企業として、引き続き地域や社会の発展に貢献してまいります。

## 算定基礎届について

事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在のすべての被保険者(社会保険に加入している従業員)の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」をご提出いただいております。この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則1年間(その年の9月から翌年8月まで)の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。そのため、「算定基礎届」、その他必要となる届書につきましては、適正な届出と期限内でのご提出をお願いいたします。

➤ 送付時期 令和6年6月中旬より順次    ➤ 提出期間 令和6年7月1日(月)から令和6年7月10日(水)

➤ 提出方法 算定基礎届送付時に同封している返信用封筒により事務センターへ郵送または電子申請

算定基礎届の  
基礎となる月

算定基礎届は、4月、5月、6月に支払われた給与を報酬月額として届出します。

提出の対象となる  
被保険者の範囲

7月1日現在の全ての方が対象になりますが、以下の①～④のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出は不要です。

- ①6月1日以降に資格取得した方    ②6月30日以前に退職した方  
③7月改定の月額変更届を提出する方    ④8月または9月改定の月額変更に見込まれる方  
(ただし、8月、9月改定の月額変更の要件に該当しなくなった場合は速やかに算定基礎届をご提出ください)

支払基礎日数とは

支払基礎日数とはその報酬の支払い対象となった日数のことをいいます。月給者は出勤日数にかかわらず暦の日数となります。日給、時給者は出勤日数(有給休暇も含む)となります。ただし、欠勤日数分を給与から差し引いた場合は、就業規則等に基づき事業所が定めた日数から欠勤日数を控除した日数となります。

届出の報酬とは

4月、5月、6月に実際に支払われた総支給額で、金銭、現物を問わず、事業主が労務の対象として支給するすべてのものです。

報酬になる  
ものの例

**金銭** 基本給(月給、日給、時給など)、諸手当(残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、皆勤手当、継続支給する見舞金等)、年4回以上の賞与等

**現物** 通勤定期券、回数券、食事、社宅、寮、衣服(勤務服でないもの)、自社製品等

### 算定基礎届の記入方法

支払基礎日数が17日以上を支払月のみで平均額を算出します。なお、パート(短時間就労者)である被保険者は17日以上を支払月がない場合は15日以上で平均額を算出します。

※国、地方公共団体及び特定(任意特定)適用事業所において使用されている週20時間以上等の要件を満たす短時間労働者は11日以上で平均額を算出します。

記入例

現物による給与がある場合はここに記入します。

4月、6月の2ヵ月分の合計を記入します。

4月、6月分の平均を記入します。

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 加入理由(基礎修正番号) ※0歳以上被用者の場合のみ		備考
	前	後	前	後	1.昇給	2.降給	1.通及支払額	2.統計(一定の基礎日数以上の月のみ)	3.平均額	4.修正平均額	
⑥ 従前の標準報酬月額	⑦ 従前改定月報酬月額		⑧ 昇(降)給		⑨ 通及支払額		⑩ 統計(一定の基礎日数以上の月のみ)		⑪ 平均額		1. 70歳以上被用者算定(算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他( )
⑫ 給与支給月	⑬ 給与計算の基礎日数	⑭ 通貨によるものの額	⑮ 現物によるものの額	⑯ 合計(⑭+⑮)		⑰ 平均額		⑱ 修正平均額			
①	23	年金	太郎	5-510427		R6年9月					
⑫	4月	31日	240千円	240千円	R5年9月	1.昇給	2.降給	⑩統計	⑪平均額		
⑬	4月	31日	267,000円	4,000円	271,000円		535,000円		⑫平均額	267,500円	
⑭	5月	10日	123,000円	1,000円	124,000円				⑬平均額		
⑮	6月	31日	260,000円	4,000円	264,000円				⑭修正平均額		

報酬月額 = (271,000円+264,000円)÷2 = 267,500円

※17日未満の月が2ヵ月ある場合は、残りの1ヵ月(17日以上)のみの報酬で算出します。

# 月額変更届の注意事項について



固定的賃金の変動により随時改定に該当する場合は、月額変更届の提出が必要です。次の要件にすべて該当する場合は、変動後の報酬を初めて受けた月から起算して4か月目の標準報酬月額から改定されますので、速やかに届出をお願いいたします。

## 月額変更届に基づく標準報酬月額改定の要件

### 1 昇給・降給などで固定的賃金に変動があったとき

※固定的賃金の変動は、昇給・降給以外にも以下場合があります。

- ①給与体系の変更があったとき(日給から月給への変更など)
- ②日給や時間給の単価に変更があったとき
- ③通勤手当、住宅手当など固定的な手当が新たに支給された、またはその支給額に変更があったとき

### 2 1により変動した月以降の引き続いた3か月間に支払われた報酬の平均月額による標準報酬月額と従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき

### 3 3か月とも報酬の支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上あるとき

日本年金機構



<https://www.nenkin.go.jp/>

## 令和6年 7月の出張年金相談のご案内

**予約制**

ご予約は、主催年金事務所でお受けしておりますので、事前に電話にてお申込み願います。

主催年金事務所(予約先TEL)	会場	相談日時(予約可能な相談時間)
新潟東 (025-283-1013)	五 泉 市 福 祉 会 館	7月18日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
	阿 賀 町 役 場 本 庁	7月25日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
新潟西 (025-225-3008)	佐渡市にお住いの方は『テレビ電話相談』も実施しております	個室でプライバシーに配慮しています!   むずかしい操作は一切ありません!   お好きな日・時間に予約ができます!   対面相談と同じ相談が可能です!
	会場：佐和田行政サービスセンター内(事前予約要)	
長 岡 (0258-88-0006)	小 千 谷 市 民 会 館	7月10日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
	小 出 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー	7月25日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
上 越 (025-524-4115)	糸 魚 川 市 役 所	7月10日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:00)
		7月24日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:00)
新発田 (0254-23-2128)	村 上 市 役 所	7月10日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
		7月24日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
	阿 賀 野 市 水 原 総 合 体 育 館	7月17日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
六日町 (025-716-0008)	十 日 町 地 域 地 場 産 業 振 興 セ ン タ ー ( ク ロ ス 1 0 )	7月11日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
		7月25日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)

●年金の相談にお越しの際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

●本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。





## 健康保険委員の登録はお済みですか？

健康保険委員は、従業員の皆様へ協会けんぽからの大切な情報を社内に発信していただく、架け橋のような存在です。健康診断のご案内や広報誌の回覧など、最新の情報を確実にお届けするために欠かせません。

登録者数  
8,500名！

### 健康保険委員に登録するとどんなメリットがあるの？

#### 広報誌をお届け！（年4回）

健康保険・健康づくりの最新情報が手に入る！



#### 協会けんぽガイドブックを進呈！

申請書の書き方等をわかりやすく解説！



登録方法は、健康保険委員登録用紙をFAXで送っていただくだけです！



詳しくはこちら  
協会けんぽのHPを  
ご覧ください。

健康保険委員  
のご登録



メールマガジン  
のご登録



＼毎月10日配信中！メルマガの登録も募集中！／

## 協会けんぽ新潟支部は ケンジュプロジェクトに参加します！

### 新潟ケンジュプロジェクトとは？

BSN新潟放送が2019年4月にスタートした新潟県民の健康寿命延伸を推し進めるプロジェクトです。このプロジェクトでは、新潟県が掲げる「健康立県」の実現に向けて、新潟県民の健康課題解決に向けて広報を実施し広く県民に周知しています。

#### 協会けんぽ新潟支部では

新潟県が行う健康立県にいがた事業の「食生活」「運動」「デンタルケア」「たばこ」「早期発見・早期受診」の5つの健康づくりテーマに沿って健康づくり事業を行っています。加入者の皆様にTVCM、ラジオ番組等により広報を行っていきます。

事業所の健康づくり  
にいがた健康経営宣言



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索



〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

スマートフォンから！

新潟駅から  
徒歩5分程

## 街角の

# 年金相談センター新潟

無料

年金の相談や請求手続きなどができます。  
ご予約のうえお越しください。

**所在地** 〒950-0087  
新潟市中央区東大通2丁目3-26プレイス新潟6階

**TEL** ご予約  
お問い合わせ | 025-244-9246  
電話による年金相談  
「ねんきんダイヤル」 | 0570-05-1165

**年金  
相談時間** 平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分  
※土・日・祝日および年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

「街角の年金相談センター」は、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

募集中

## 「日帰りバスツアー助成券」を配付します

一般財団法人新潟県社会保険協会では、会員事業所にお勤めの被保険者の皆様が下記の旅行会社が企画・実施する日帰りバスツアーに参加する際の旅行代金の一部(2,000円)を助成する「日帰りバスツアー助成券」を配付します。ご希望の方は、下記によりお申し込みください。  
※令和6年度の「協会費」が納入済みであることをご確認のうえお申し込みください。  
※お一人様1枚限りの配付となります。



- |                     |   |
|---------------------|---|
| 取扱い旅行会社<br>/ 取扱い店舗等 | <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">● 新潟交通(株) / くれよん万代</li> <li style="width: 50%;">● 佐渡汽船(株) / 営業部旅行課</li> <li style="width: 50%;">● 越後交通(株) / 長岡観光センター・三条観光センター・十日町観光センター</li> <li style="width: 50%;">● 柏崎交通(株) / 旅行センター</li> <li style="width: 50%;">● 頸城観光(株) / 本社</li> </ul> |
|---------------------|---|

**申込方法等** 下記の配付申込書に必要事項を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(郵便番号・事業所所在地・事業所名称・配付申込者の所属部署・氏名を明記)を同封のうえ、一般財団法人新潟県社会保険協会あて郵送によりお申し込みください。助成券は、申込受付後、順次配付します。 ※予定枚数に達した時点で終了とし、お知らせいたします。

- |             |  |   |   |
|-------------|--|---|---|
| <b>注意事項</b> | <b>対象となるバスツアー等</b><br>助成の対象は「日帰りバスツアー」限定で、1枚1回限り有効です。「日帰り夜行商品」「両夜行商品」は対象外です。 | <b>利用できる方</b><br>「日帰りバスツアー助成券」は、配付申込書に記載した配付申込者(利用者)様に限り有効です。<br>※助成券裏面記載の項目への訂正は無効 | <b>その他事項</b><br>①助成券は、各種助成が適用になる日帰りバスツアーには併用できない場合がありますので、予め旅行会社店舗等にご確認ください。<br>②助成券は、取消料には充当できません。 |
|-------------|--|---|---|

- 切り取らずコピーしてお使いください -

### 令和6年度

### 日帰りバスツアー助成券 配付申込書

事業所名称 \_\_\_\_\_ 管理 No \_\_\_\_\_ tel \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

事業所所在地 \_\_\_\_\_

配付申込者 (利用者) 氏名	(ふりがな)	年齢	利用旅行会社	(旅行社名)
	tel		商品名 <small>(日帰りバスツアー限定)</small>	
			出発予定日	令和6年 月 日

「日帰りバスツアー助成券」は、配付申込書に記載した配付申込者(利用者)様が配付申込書に記載した旅行会社様の日帰りバスツアーに参加する場合に限り有効です。  
※商品名・出発予定日は、配付申込の時点で決まっている場合のみ、ご記入ください。

募集中

令和6年度

## 社会保険軟式野球新潟県大会 始球式のピッチャー募集



**日時** 8月3日(土)4日(日)の第一試合前(始球式) **対象** 新潟県内の小学生(5年・6年)・中学生

申込  
方法

はがき(封書でも可)に①始球式希望日(8月3日または4日)②氏名(ふりがな)、住所、学校名、学年③当日の引率者(保護者または指導者)の氏名、続柄、携帯電話番号を明記し、「〒950-0087 新潟市中央区東大通1-2-25 北越第一ビルディング6F 一般財団法人新潟県社会保険協会」あてお送りください。(7月16日(火)必着)

※応募者多数の場合は抽選とし、当選者には電話で通知します。抽選にもれた応募者には、粗品をお送りします。

お問い合わせ 一般財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337

お知らせ

令和6年度

## 社会保険軟式野球新潟県大会 出場チーム決定

8月3日(土)4日(日)、「ハードオフエコスタジアム新潟」で開催予定の、令和6年度社会保険軟式野球新潟県大会出場チームが次のとおり決定しました。

- 北陸ガス株式会社(新潟東支部)
- 株式会社三條機械製作所(三条支部)
- シマト工業株式会社(三条支部)
- 北興化学工業株式会社新潟工場(新発田支部)
- 株式会社大光銀行(長岡支部)
- 株式会社柿崎機械(上越支部)
- 株式会社リケン柏崎事業所(柏崎支部)
- 株式会社ブルボン(柏崎支部)



今年度も炎天下での大会が予想されますが、選手並びに大会関係者の皆様の安心安全を最優先とした大会運営に努めますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。内野スタンドでの選手のご家族や職場の皆様の熱い応援をお待ちしております。

お知らせ

## 社会保険に関する手続きのご案内

「社会保険に関する手続きのご案内」を同封いたしました。  
ケース別事務手続き及びお問い合わせ先を一覧にまとめましたのでご活用ください。



募集中

## 「職場における心の健康づくりセミナー」開催

労働者の心の健康の保持増進のための取り組むべき対策や具体例などについて、わかり易く解説します。  
人事労務担当者や衛生管理者の方にもお勧めのセミナーです。

**講師** 新潟産業保健総合支援センター産業保健相談員/公認心理師 朝日 由香氏

**開催日時等** (新潟会場) 7月24日(水) 新潟ユニゾンプラザ 大会議室(新潟市中央区上所2-2-2)

(上越会場) 7月26日(金) 上越市市民プラザ 第一会議室(上越市土橋1914-3)

(長岡会場) 7月30日(火) 長岡市立劇場 大会議室(長岡市幸町2-1-2)

各会場とも13:30~15:30(受付 13:00~) ※募集定員/ 各会場とも50名



申込  
方法等

下記の申込書に必要事項を記入し、各会場開催日の10日前までに(一財)新潟県社会保険協会あてFAX(025-290-3201)によりお申し込みください。

※受付は先着順とし、定員に達した場合のみご連絡いたします。

共催

Johas 独立行政法人 労働者健康安全機構  
新潟産業保健総合支援センター

お問い合わせ 一般財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337



- 切り取らずコピーしてお使いください -

令和6年度

「職場における心の健康づくりセミナー」参加申込書

※希望する会場に○を付けてください。 (新潟会場)7月24日(水)開催 (上越会場)7月26日(金)開催 (長岡会場)7月30日(火)開催

氏名	事業所名	事業所所在地	連絡先電話番号
(ふりがな)		〒	
(ふりがな)		〒	

募集中

## 高山植物の宝庫 湯沢高原アルプの里

# ミニトレッキング(スタンプラリー)開催

チェックポイント5か所のスタンプを集めて抽選会に参加!  
全員もれなく当たります!!

**開催日** 令和6年7月20日(土) **募集人員** 60名(最少催行人員 40名)

**開催場所** 新潟県南魚沼郡湯沢町・アルプの里

**参加資格** (一財)新潟県社会保険協会の会員事業所にお勤めの方(被保険者)とそのご家族(被扶養者)  
※令和6年度の「協会費」が納入済みであることを確認のうえお申し込みください。

**参加費** ■ 高校生以上:1,000円(税込) ■ 中学生以下:無料 ※参加費は当日いただきます。  
上記の参加資格を満たさない方の参加費(申込区分(一般)) ■ 高校生以上:2,000円(税込) ■ 中学生以下:無料

申込  
方法等

下記の参加申込書に必要事項を記入し、7月16日(火)までに(一財)新潟県社会保険協会あてFAX(025-290-3201)によりお申し込みください。

特別  
協賛

**YUZAWA KOGEN**  
湯沢高原 パノラマパーク  
ロープウェイ/高山植物園 アルプの里

※申込多数の場合は抽選により参加者を決定し、参加申込代表者あてご連絡します。 ※小雨決行。中止の場合はご連絡します。



## トレッキングコース & チェックポイント

お問い合わせ 一般財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337



## 行程

9:30までにロープウェイステーション(山麓駅)  
チケットカウンター ロビー集合

▶ 湯沢高原ロープウェイ山麓駅(9:40)  
▶ トレッキング ▶ 山頂駅(12:00頃)解散

※歩きやすい服装、歩きなれた靴でご参加ください。  
熱中症対策、また雨天に備えて雨具の準備もお忘れなく。

- 切り取らずコピーしてお使いください -

令和6年度

## 湯沢高原アルプの里「ミニトレッキング(スタンプラリー)」参加申込書

※該当する[申込区分]に○を付けてください。 ※中学生以下の方は、年齢に○を付けてください。

氏名	年齢	性別	申込区分	住所
(ふりがな)-----			・被保険者 ・被扶養者 ・一般	〒 代表者電話番号( - - )
(ふりがな)-----			・被保険者 ・被扶養者 ・一般	〒
(ふりがな)-----			・被保険者 ・被扶養者 ・一般	〒

申込日 令和6年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 事業所所在地 \_\_\_\_\_

事業所名称 \_\_\_\_\_ 管理No \_\_\_\_\_ tel \_\_\_\_\_ fax \_\_\_\_\_